

第5章 保存活用計画の理念と基本方針

5-1 理念と3つの柱

(1) 理念

計画の理念

人と風景を育む哲学の名勝

哲学堂公園の将来像

来園者の一人一人が哲学への親しみや奥深さを感じ、また、緑にふれあいながら、円了が創設し玄一が継承した精神修養、社会教育の場を活用することで、哲学堂公園を守り育てていく人や地域づくりを目指す。

(2) 3つの柱

基本方針1：円了と玄一が築いた遺構を確実に保存し、伝える

円了が自ら私財を投じ精神修養、社会教育の場として創り上げてきた七十七場と、その意志を引き継いだ玄一により拡張されてきた哲学堂公園をできるだけ良い状態で保存管理し、その文化的価値や魅力を伝え、継承していく。

基本方針2：哲学と自然とが一体となり造り出された風致景観を保全する

変化に富んだ地形に哲学を具現化した七十七場が配置された景観と、今日までに醸成されてきた緑が一体となった風致景観を保全していく。

基本方針3：多様な主体が活動・交流する場として活用する

多くの人々の思考の探究の場として、人や地域づくりの交流の場として活用し、さらにその活用を支援する運営や拠点づくりの充実を図る。

5-2 基本方針

(1) 円了と玄一が築いた遺構を確実に保存し、伝える（基本方針1）

1) 七十七場の保存

現存する七十七場のうち、破損や劣化が認められるものは、その影響の度合いを判断し、必要に応じた復旧や修復を行う。復旧や修復では、できる限り当時の姿や状態に近づけるようにする。

また、七十七場のうち、消失しているものは可能な限り復元し、また、形状が変更、破損しているものはその意匠を正しく伝えられるように修復を行う。

消失した七十七場の一部では、復元するための史料がなく、復元が難しいものもあるが、復元にあたっては、新たな史料の収集に努めるとともに、工法や手法などについては専門家の意見を聞き、その方法を決定するものとする。

2) 哲学を体験できる場としての整備

七十七場には、消失したものや、建築物内部のように常時公開していないものがある。一般の来園者が順路に沿った全ての七十七場を体験できるようになっていないことから、こうした七十七場の展示や公開方法について検討する。また、順路に沿った利用のみを考えるのではなく、七十七場との部分的なふれいあいでも楽しめるような解説や案内、演出などを検討する。

七十七場には順路や、それぞれに関連性があることから、復元できないものについても石標や解説板などで、その存在を明らかにする。

3) 哲学堂の価値を伝えるための整備

哲学堂公園の文化的価値をわかりやすく伝えるために、一般的に理解しにくい七十七場や外苑の各施設などについて解説した案内施設の設置、ガイドマップやガイド案内などのソフト面における整備を行う。なお、近年ではVR（Virtual Reality）などの仮想空間を体験できる技術も発展していることから、最新の映像技術を取り入れた新たなソフトの展開を模索していく。

また、本質的価値を構成する諸要素以外のものであっても、哲学堂公園全体として文化的価値を高める施設やソフト整備を行う。

哲学堂公園内には七十七場の魅力を伝えるガイダンス機能や活動の拠点機能などがないことから、こうしたガイダンス・活動拠点機能を兼ね備えた管理棟の整備を検討する。

4) 哲学堂公園の普及と情報の発信

哲学堂公園の意義をより多くの方々が理解できるよう、引き続き哲学堂公園や七十七場などの情報発信を行っていく。

現在も多様なコンテンツを使用し情報発信を行っているが、最新の情報伝達手段や利用率が高いSNSなど常に新しく効果的な情報発信方法を行政、現場の管理者、地域の方々と課題を共有しながら検討する。

なお、情報発信の方法においては、ユニバーサルデザインの考えに基づき、言語、年齢、障害の有無などに対応して、できる限り多様な方々にも認識されるようなものとする。

5) 哲学堂公園の文化的価値を守り、継承していく運営

哲学堂公園の文化的価値を適切に保存し、次世代に継承していくためには、行政はもとより、学識者、地域、教育機関などの多様な主体の連携が不可欠である。

文化財の管理団体である中野区では、関係部署が一体となり、文化庁、東京都教育庁との連携を図りながら文化財を保存し、またその価値を地域の方々とともに継承していく。

(2) 哲学と自然とが一体となり造り出された風致景観を保全する（基本方針2）

哲学堂公園において、長い年月をかけて成長した緑は、周辺が市街地化された地域において貴重な自然の景観と安らぎの場を与えるのみでなく、現代社会においては身近な自然とふれあう機会を与えている。このような機能を持った既存の樹木を保全し、哲学堂公園の七十七場とともに明治後期から100年以上をかけて形成された風致景観を保全する。

(3) 多様な主体が活動・交流する場として活用する（基本方針3）

1) 哲学堂公園の魅力の継承

精神修養的公園である哲学堂公園の思想と意義を、来園者にわかりやすく伝えることで、来園者の方々が個々の理解により少しでも多くの哲学堂公園の魅力を感じられるように、多様な主体の参加や協力を得ながら哲学堂公園の活用と普及を推進する。

哲学堂公園の研究に携わる人材の育成や、担い手を育てていくとともに、社会教育の場としての活用を充実させながらその魅力を継承していく。

2) 哲学の実行化を継続し推進する運営体制

円了の哲学の実行化たる所以や、哲学の概念を表現した七十七場を理解し、伝えていくためには、哲学堂公園の研究に精通した研究者の育成が必要である。

東洋大学では「井上円了哲学センター」において、円了の研究を進めていることから、東洋大学との情報の共有や、事業の連携を図る。

また、哲学堂公園においては、中野区内での学芸員を活用した研究者の人材の確保・育成が考えられる。

3) 地域との連携

哲学堂公園では、パーククラブによるガイド活動、地域団体とイベントの開催、草花の維持管理などが行われ、哲学堂公園の運営においては不可欠な存在となっている。また、管理者による地域との連絡を持った運営協議会が毎年継続的に行われており、地域の方々の参画が積極的に実施されている。

哲学堂公園の運営にあたっては、NPO、ボランティア、その他の活動団体、さらには都市公園の様々な利用者などと多方面に連携し、文化財の価値を広げていくような連絡体制・組織づくりを発展させていく。

4) 文化財を活かした地域の活性化

円了が創設し、財団法人哲学堂、東京都、中野区へと継承してきた哲学堂公園を地域の重要な遺産であるという認識のもと、歴史的・文化的な新たな価値を創造していく。

そのためには、活動を支援する体制や拠点の整備を行い、様々な主体による団体などと連携し、観光、スポーツ・レクリエーションなど地域の活性化につながる活用を図る。

5-3 ゾーン区分

(1) 各ゾーンの考え方

円了により七十七場が配置され文化財的に価値が高い空間を「Aゾーン」とし、玄一が円了の意志を受け継ぎ拡張した外苑を「Bゾーン」とする。

Aゾーンは、妙正寺川沿いの東西に哲学上対の関係にある唯物園、唯心庭を配置し、台地の時空岡に哲学に関する人物を祀った四聖堂、六賢台、三学亭などで構成される。

Bゾーンは、玄一が構想した「須弥苑」(現つつじ園、菖蒲池)、円了の13回忌にあわせ設けた梅林、鏡花園(現在の哲学の庭辺り)、児童遊園、テニスコート、野球場などである。

哲学堂公園は、円了の意志を引き継いだ財団法人哲学堂が、七十七場を守りながら公園を拡張し、長い年月をかけ現在の公園の形態がつけられた。

外苑は、様々な地域の利用に対応することで、哲学を体験する七十七場とは、違った役割をもち、レクリエーションなどの社会的欲求を受けている場所といえる。哲学堂公園は、このような成り立ちや変遷によって、円了と玄一の2代にわたって創設された。

本保存活用計画においては、円了の思想に基づいた文化財としてとくに重要と思われる範囲や、それ以外でも都市公園として市民の利用に供されている範囲があるため、名勝としての重要性を踏まえゾーンを設定して検討する。

各ゾーンの範囲を以下に整理する。

【Aゾーン】

Aゾーンは、円了によって創設された哲学堂公園の中核をなす区域である。哲学の概念の名称を付した七十七場が配置された。七十七場が配置された場所の地形の特徴から、「台地部(A-1)」、「低地部(A-2)」、「斜面地部(A-3)」とし、さらに「妙正寺川及び唯物園の対岸(A-4)」に分ける。

【Bゾーン】

Bゾーンは、主に円了の意思を受け継いだ財団法人哲学堂が運営していた時代に、その趣旨に基づき拡張された。また、戦前、都立公園になるまでは、私設公園でありながらもテニスコートや野球場(多目的広場としての利用もあった)がある運動場として、地域の人々に利用され、その後は改修などにより都市公園としての機能が充実した広場である。

Bゾーンは、つつじ園・菖蒲池(B-1)、梅林・哲学の庭(B-2)、さくらの広場(B-3)、児童遊園(B-4)、運動広場(B-5)、エントランス(B-6)に分けられる。



図 5-1 : 哲学堂公園のゾーン区分

(2) ゾーン別保存活用の基本的な方向性

ゾーンごとの保存活用の現状と基本的な方向性を表 5-1、-2 に整理する。

表 5-1：Aゾーンの保存活用の基本的な方向性

ゾーン名称	現状及び歴史の変遷	保存活用の基本的な方向性
<p>台地部 (A-1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>七十七場は 35 箇所</u> ・ 台地上に「四聖堂」や「絶対城」などの建造物を配置した哲学堂の中心的な空間 ・ 中野区において、文化財調査が実施され、一部修復が実施済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 哲学堂の名の由来となる空間で、建造物などの文化財の価値を高める ・ 古建築物の特別公開、イベント開催など哲学堂公園の中核をなす空間として積極的な活用を図る
<p>低地部 (A-2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>七十七場は 23 箇所</u> ・ 妙正寺川の沿いの低地に「唯物園」と「唯心庭」を設け、唯物（園）と唯心（庭）、客観（廬）と主観（亭）など哲学上の相対する言葉を付して、哲学の概念を示す ・ 池泉や流れなどに七十七場の名称が付される ・ 旧来の景観を意識しながらも管理や利用を想定した整備がなされ、当時の状態とは一部変わる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外的要因により変化した経緯のある唯物園、唯心庭の七十七場の修復、復元を検討する ・ 円了が考えた哲学のテーマを実現するため、遺構（七十七場）のうち、可能なものは復元する
<p>斜面地部 (A-3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>七十七場は 14 箇所</u> ・ 台地と妙正寺川の低地の間の斜面地に道、石造物などに七十七場の名称が付される ・ 植生の変化や破損・劣化などにより、一部の文化財の保存状態が悪い ・ ルネッサンス整備事業で園路や階段が修復された 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷が激しい七十七場の修復、復元をする ・ 七十七場及び斜面地の保全を図る
<p>妙正寺川・ 妙正寺川 対岸 (A-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>七十七場は 5 箇所</u> ・ 唯物園の対岸にある空間や、妙正寺川とそれに架かる橋に七十七場の名称が付される ・ 「星界洲」、「半月台」、「数理江」、「観象梁」、「望遠橋」があり、そのうち「観象梁」、「数理江」が現存する ・ 「数理江」（妙正寺川）は、河川改修により、当時の姿と異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消失し復元できない3つの遺構（七十七場）は、円了が考えた哲学のテーマを実現するため、ソフト面（ガイドや解説板など）での対応を図る

表 5-2 : Bゾーンの保存活用の基本的な方向性

ゾーン名称	現状及び歴史的変遷	保存活用の基本的な方向性
つつじ園 ・菖蒲池 (B-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄一が東洋思想の幽玄、豪宕、素朴を表す庭を目指した須弥苑として計画した ・ 須弥苑計画の構想を基に、都立公園期に整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散策や鑑賞などの利用面において、名勝として来園者の利便性や安全性を高める施設整備、及び風致景観に配慮した保存活用を行う
梅林・ 哲学の庭 (B-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅林は昭和6年頃に財団法人哲学堂により完成 ・ 哲学の庭は、ハンガリーの彫刻家、ワグナー・ナンドールの作品を配置し平成21年に完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 散策や鑑賞などの利用面において、名勝として来園者の利便性や安全性を高める施設整備を行う ・ 梅林、哲学の庭の風致景観に配慮した保存活用を行う
さくらの 広場 (B-3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和15年頃は「聖沼予定地」、昭和21年頃は「野」と文献に記載される ・ 財団時代には「竹林」の計画もあった ・ さくらの植樹の詳細は明らかではないが、戦後の都立公園期に、園路と併せ、サクラが植えられたと考えられるが、現在は高齢化により衰弱している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花見で賑わう「さくらの広場」の利用面において、名勝として来園者の利便性や安全性を高める施設整備、及びサクラや樹林などの風致景観に配慮した保存活用を行う ・ 区内で数少ない花見の場として親しまれているため、周辺の樹林と調和した景観を守りつつ現在の利用を継続する
児童遊園 (B-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人哲学堂により、造られる(昭和14年頃には存在) ・ 子どもの遊び場及び地域のコミュニケーションの場として利用されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民の遊び場及び広場として、利用者の利便性や安全性を高める施設整備、風致景観に配慮した保存活用を行う
運動広場 (B-5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団法人哲学堂により、野球場やテニスコートが造られる(昭和14年頃には運動場として存在)。当時は、入場料と運動施設の使用料などで哲学堂が維持されていた ・ 地域の運動施設として利用されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園としての利用にも配慮し、近隣住民の運動レクリエーションの場として、利用者の利便性や安全性を高める施設整備、風致景観に配慮した保存活用を行う
エントラ ンス (B-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 哲学堂への入口として並木が配置される ・ 道路から哲学堂七十七場入口までのアプローチ空間である ・ 名勝指定範囲外のイチョウの植栽地を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 哲学堂公園へのアプローチにふさわしい導入の演出(並木など)や景観形成を図る ・ 哲学堂公園の来園者へのサービスの充実を図るとともに、修景にも配慮する ・ 哲学堂公園の休憩、サービス空間として、来園者の利便性や安全性を高める施設整備を行うとともに、名勝としての景観を維持する ・ エントランスとしての修景、特にイチョウ並木の景観を保全する

5-4 保存管理の方法

(1) 保存管理方法の考え方

将来予想される変化を念頭に置き、文化財の適切な保存管理の考え方を表5-3に示す。

表5-3：保存管理の分類と考え方

分類	考え方	備考
1) 保守・保全	破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。	経過観察を行う
2) 復旧(修理)	破損や劣化した箇所を、原状に戻す。	
3) 修復・復元	破損や劣化を防止し、本来あるべき姿に修復・復元するために計画的な整備を図る。	
①. 修復	名勝の価値に影響を与えている要因を取り除くことにより、破損や劣化を未然に防ぐとともに、保存すべき本来あるべき姿を取り戻して価値の向上を図る。	
②. 復元	消失した施設を信憑性のある資料や写真などをもとに、本来あるべき姿を取り戻し、価値の創出を図る。	

(2) 保存管理方法の内容

1) 保守・保全

- 破損や劣化防止のために必要となる日常的な維持管理は、継続的に実施する。
- 形状や素材などの原状を変更しないよう留意する。
- 維持管理の中で、破損や劣化している箇所を修理した場合は、その状態を維持するよう管理する。
- 経過観察を行い、必要に応じて、復旧(修理)や修復を検討する。

2) 復旧(修理)

- 破損・劣化した場合は、破損や劣化前の状態に戻すことを基本とする「復旧(修理)」の措置を講じ、名勝としての機能を回復する。
- 形状や素材、景観などを原状と同じ状態に戻すことを基本とし、他の構成要素との共存が困難にならないよう配慮する。
- 原則として、き損または劣化している箇所が発見された時点で実施する。箇所数が多い場合は、名勝の保存上の必要性や安全性を優先し、必要性の高い箇所から実施する。
- 地形改変は最小にとどめることを基本に、周辺との連続性、安定性、持続性に配慮し実施する(恒久的工事や規模の大きなものは「修復」として実施する)。

3) 修復・復元

①. 修復

- 復旧（修理）の措置では対応が困難な状況であった場合や、将来価値を損ねる可能性がある場合に実施する。
- 破損や劣化箇所の現状および価値を踏まえて、保存すべき本来あるべき姿への回復を目指して整備する。
- 地形改変は最小にとどめることを基本に、名勝への影響に留意しながら、周辺の景観と調和し、連続性、安定性、持続性に優れた方法により実施する。方法は、当時の姿へ修復するのにふさわしい方法から選定する。
- 実施にあたっては、周辺環境との調和に留意する。
- 修復後は、必要に応じて修復の状態を経過観察していく。

②. 復元

- 復元の措置では、修復では対応できない消失したものを対象とし、信憑性のある史料や写真などが存在する場合に実施する。
- 地形改変は最小にとどめることを基本に、名勝への影響に留意しながら、周辺の景観と調和し、連続性、安定性、持続性に優れた方法により実施する。方法は、当時の姿を復元するのにふさわしい方法から選定する。
- 実施にあたっては、周辺環境との調和に留意する。
- 復元後は、必要に応じて復元の状態を経過観察していく。